

宜野座村内で造成行為を行う際の届出・調整箇所一覧

宜野座村で埋土・盛土・切土・整地等を含む造成行為等を行う際には、各種届出の提出や調整が必要となっています。造成行為等を行う前に確認事項がありますので該当する部署にて確認及び手続きをお願いいたします。

※新築工事におきましては、最初に建設課で調整をお願いいたします。

調整または届け出の提出が必要な条件

- 赤土条例・・・開発行為を行う場合や赤土等がむき出しになる場合、その他村長が必要と認める場合。（該当する場合、面積関係なく届出の提出が必要。）
- 開発行為・・・500㎡以上3000㎡未満の土地の形状を一定程度変更する場合。（その他例外あり）
- 景観条例・・・建築物や工作物の改修、移転、外観の変更等が伴う場合。
- 農振法・・・農振農用地区域の確認
（農振農用地では農業以外の用途では利用できない。）
- 森林法・・・森林区域に該当している場所を伐採・伐根する場合。
（保安林は原則開発不可。）
- 農地法・・・造成工事後、農地として使用する場合。（事前に農地造成届の提出が必要。）
農地を農地以外に使用する為の造成工事の場合。（農地転用許可申請が必要。）
- 埋蔵文化財・・・開発行為を行う場合。

各課調整欄

担当課	調整項目	調整内容	確認者
村民生活課	赤土条例	赤土流出汚染防止届に関する調整	
企画課	開発行為	開発行為等の調整・確認	
	景観条例	高さ制限等の調整・確認	
産業振興課	農振法	農振農用地区域に関する確認・調査	
	森林法	森林区域に関する調整・確認	
農業委員会	農地法	農地法に関する調整・確認	
教育課 (博物館)	埋蔵文化財	埋蔵文化財についての調査・調整	

村民生活課（役場2階） TEL098-968-8501
企画課（役場3階） TEL098-968-5100
産業振興課（役場1階） TEL098-968-8565
農業委員会（役場1階） TEL098-968-5102
教育課（博物館） TEL098-968-4378